

平成 26 年 3 月 吉日

お取引先様 各位

岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第 20 地割 48 番地 34

いわて県北クリーン株式会社

代表取締役 松島 義治



## 消費税増税に伴うお知らせ

拝啓 早春の候、貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。日頃は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

さて 2014 年 4 月からの消費税 5% から 8% への改訂に伴い、当施設における消費税等の取扱いにつきまして、二戸税務署からご指導いただき、下記の対応といたします。

何卒ご了承くださいますとともに今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 当社では当施設に廃棄物を搬入された日を基準日としますので、平成 26 年 3 月 31 日までに搬入された場合は 5% です。  
※3 月 31 日までに搬入されていれば、中間処理または最終処分完了日が 4 月 1 日以降の場合も 5% とします。
2. 平成 26 年 4 月 1 日以降に搬入されました廃棄物の処理費用にかかる消費税は 8% となります。

以上